

泉大津での開業を応援します！～ 創業者の初期負担軽減～

会員限定

創業事業設備補助金 補助上限10万円・補助率1/2 以内

◆対象となる方(以下の全てを満たす必要があります)

- ①泉大津市内に事業所を設置し、令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に創業する事業所で、設備を購入する個人または法人
- ②許認可等を要する業種を創業する者については、既に当該許認可等を受けている者、または当該許認可等を受けることが確実と認められる者
- ③泉大津商工会議所の経営指導を受け、創業に係る具体的な計画を有すること
※予算に限りがあり、業種等対象とならない場合があります。

【問合せ】本所経営支援課 TEL: 23-1111

受講無料

新事業展開テイクオフ補助金セミナー

経済社会の変化に対応するために新事業展開を計画する小規模事業者を支援いたします。また、令和6年度の新事業展開テイクオフ補助金についてもご案内いたします。この機会に貴社の事業計画を見直してみませんか。

申込はこちら▶



5月29日(水)午後2時～4時10分

【会場】泉大津商工会議所 2階大ホール

【講師】安田 勝也氏

(株式会社パール代表取締役/中小企業診断士、行政書士)

【対象】新事業展開に向けた取り組みを検討する小規模事業者

【問合せ】本所経営支援課 TEL: 23-1111

泉大津での会社設立を応援します！

会員限定

会社等設立支援事業補助金 補助上限10万円・補助率1/2 以内

本市内において本店を置く会社等を新たに設立する事業者を対象に、**設立当初の経済的負担を支援するための補助金制度**を設けました。

対象条件: 泉大津市内に本店を置く会社等を新たに設立する者で、営利を目的とする会社(株式会社、合名会社、合資会社または合同会社)であること

募集事業所数: 15社(先着順)

補助対象経費: 定款認証代(公証人手数料)
定款謄本代
定款印紙代
登録免許税

(本市の特定支援事業を活用した場合、軽減(半減)となります)

- 注意事項:
- 行政書士や司法書士への定款作成料
 - 設立後6ヶ月以内に申請すること
 - 泉大津商工会議所の創業相談・経営指導を受けること
 - 本補助金交付後、3年間は泉大津商工会議所会員を継続すること
 - 本補助金交付後、5年間の事業継続に努めること

※予算に限りがございます。

【問合せ】本所経営支援課 TEL: 23-1111

無担保・無保証人・保証料なし「マル経融資」ご存じですか?

会員限定

マル経融資は、小規模事業者の方々が経営や技術の改善を図るため、経営の合理化や設備に必要な資金を担保も保証人もなしに低金利で融資する国の融資制度です。

【対象者】泉大津市内で商工業を営んでおり、最近1年以上継続して営業実績がある方。

※指導実績・規模・居住・業種・納税など要件に制限がありますので、一度問合せください。

【貸付限度額】2,000万円

【貸付期間】運転資金7年、設備資金10年以内

【金利】1.25%(令和6年4月1日現在)

さらに、泉大津市の中小企業事業資金利子補給制度を受けることができます。対象資金の融資額内で最高500万円まで、返済利率の内、年1%以内(事業主が泉大津市内に住所を有しないときは、0.5%以内)の補給が受けられます。

まずは本所にお電話ください。

【問合せ】本所経営支援課 TEL: 23-1111

泉大津での創業を応援します！

泉大津市HP

創業支援事業補助金(家賃補助)

補助上限 月5万円・補助率1/2 以内



◆概要

- ①対象の事業所: 泉大津市内での創業
- ②補助対象経費: 家賃(共益費除く)
- ③補助額: 2分の1 上限: 50,000円
- ④補助対象期間: 12カ月※交付決定日の属する月の翌月から起算

【注意事項】

補助金の交付の決定を受けた事業者は、5年以上継続して事業を営む必要があります。継続できない場合は、交付を受けた補助金の全部または一部の返還が発生する可能性があります。本補助金の詳細は上記HPをご確認ください。

【問合せ】泉大津市地域経済課 TEL: 33-11131

要予約 経営専門相談会 色々な分野の専門相談を無料で実施しています！

労務に関する相談は
随時受付しています！

5月28日(火) 経営・労務

【内容】創業・第2創業、経営全般
【相談員】中小企業診断士、社会保険労務士

5月14日(火) 金融

【内容】設備資金・運転資金の調達など
【相談員】日本政策金融公庫担当者

5月8日(水) 法律

【内容】諸契約のトラブル、債権回収など
【相談員】弁護士

5月10・24日(金) 経営

【内容】各種補助金やアフターコロナ・withコロナに関する経営相談など
【相談員】中小企業診断士

5月15日(水) 税務

【内容】記帳、経理、相続、譲渡など
【相談員】税理士

相談を受けていただく方には、所定の相談申込書へのご記入をお願いすることがあります。相談時間は経営・労務は午前10時～午後4時まで。その他は午後1時30分～午後4時まで。相談枠には限りがあるため、相談を希望される方は、予め経営支援課までご予約ください。前日の午前10時まで予約可能です。

【申込・問合せ】本所経営支援課 TEL: 23-1111

守ろう!
従業員

労働保険の事務手続きをサポートします！

⚠ 労働者を一人でも雇っている事業場は加入義務があります！

労働保険事務組合加入のメリット

事務作業を省力化できる

労働保険料の申告・納付等の複雑な事務について、きめ細かいサポートが受けられます。

3回に分割納付できる

労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付できます。

事業主も労災に加入できる

「労災特別加入制度」を利用し、一定条件を満たせば、役員も労災に特別加入できます。



▲詳しくはこちら

【問合せ】本所経営支援課
TEL 23-1111

※労働保険事務組合への加入には本所の会員への加入が必須となります。